

香川県公益認定等審議会運営要領

(総則)

第1条 香川県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び香川県公益認定等審議会条例（平成20年香川県条例第1号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(審議の中立性・公正性の確保)

第3条 委員は、審議会の権限に属する事項に関し、判断の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合は、その議事の審議及び議決に加わらないものとする。この場合において、当該委員は、審議及び議決に加わらないことにつき、あらかじめ会長に申告し、審議会の承認を得るものとする。

2 前項の委員が会長の場合、条例第8条第3項に規定する会長があらかじめ指名する委員に申告するものとする。

3 前2項の規定により、審議会の承認を得て審議及び議決に加わらなかったときは、その旨を議事録に記録するとともに答申に付記することとする。

(資料提出その他の協力)

第4条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問及び答申等)

第5条 審議会に対する諮問は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が知事に対して行う答申及び勧告は文書をもって行う。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

(議事録等の公開)

第8条 会議の議事録及び配付資料(以下「議事録等」という。)は、公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの規定により会議の議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

(公印)

第9条 審議会、会長及び会長職務代理者の公印は、別表のとおりとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年 9月 8日から施行する。

別表(第9条関係)

第1 ひな形

香川県公 益認定等 審議会印

香 川 県 公益認定 等審議会 会 長 印

香川県公益 認定等審議 会会長職務 代理者印

第2 寸法

公 印 の 種 類	寸 法 方 (mm)
香川県公益認定等審議会印	25
香川県公益認定等審議会会長印	25
香川県公益認定等審議会会長職務代理者印	25